

## 現「特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度」について

### 1 対象となる工場等の基準（条例第 142 条の 2、規則 45 条第 2 項）

次の①～④のいずれかに該当する工場等。

- ①エネルギー（燃料・熱・電気をいう）の前年度の合計使用量が、年間 1,500 kL 以上（原油換算）の工場等
  - ②エネルギーの前年度の合計使用量が、年間 500 kL 以上 1,500kL 未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等
  - ③前年に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が 3,000 トン以上である工場等
  - ④エネルギーの前年度の合計使用量が、年間 500 kL 未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等
- ①～③は条例対象、④は「中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱」対象

### 2 条例対象となった事業者の責務

- (1) 特定物質排出抑制計画書の作成・変更（条例第 142 条の 2 第 2 項、規則第 45 条第 4、5 項）
  - ・特定物質排出抑制計画書の策定・提出義務
  - ・抑制計画が変更になった場合の、変更後の排出抑制計画の策定・提出義務（変更後速やかに提出）
- (2) 特定物質の排出の抑制（条例第 142 条の 3 第 1 項）
  - ・自ら定めた排出抑制計画書に基づいて、排出抑制に努める義務
- (3) 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出（条例第 142 条の 3 第 2 項、規則第 45 条の 2）
  - ・排出抑制計画書の目標を達成するために、毎年度実施した排出抑制措置の内容を報告する義務

### 3 計画書・結果報告書の公表（条例第 142 条の 4、規則 45 条の 3）

- ・知事は、特定規模排出事業者から提出された 特定物質排出抑制(変更)計画書 及び 特定物質排出抑制措置結果報告書 の集計結果を公表
- ・個々の事業者の特定物質排出抑制(変更)計画書 及び 特定物質排出抑制措置結果報告書の概要を公表（エネルギー使用量 1,500kL 未満の工場等に係るものを除く。）。

### 4 指導・勧告及び罰則等

#### (1) 指導又は助言（条例第 142 条の 5）

知事は、対象事業者に対し、排出抑制計画書の作成及び排出抑制計画書に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行う。

#### (2) 勧告（条例第 142 条の 6）・・・これまで適用事例なし

知事は、特定規模排出事業者が以下のことをしなかったときは、事業者に対し提出や報告すべきことについて勧告することができる。

- ①抑制計画書の提出
- ②抑制計画書の変更
- ③措置結果の報告

#### (3) 違反事業者名の公表（条例第 150 条第 2 項）・・・これまで適用事例なし

知事は、上記の勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

## 5 特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー

